

保安図・災害月報の提出について

【保安図の提出】

鉱山保安法第42条及び鉱山保安法施行規則第47条に基づき保安図（令和5年6月末現在）の複本を令和5年8月末日までに提出していただきますようお願いいたします。なお、保安図の複本の作成・提出等に際しましては、下記の事項を遵守していただきますようお願いいたします。

1. 保安図の作成時点及び提出期限

- (1) 保安図の作成時点 令和5年6月末日現在のもの
- (2) 保安図の複本の提出期限 令和5年8月末日までに

2. 保安図作成に際して遵守する事項

- (1) 鉱山保安法施行規則第47条第2項で定める事項を記載すること。
- (2) 平面図、断面図を作成し、両図面の整合性（標高、傾斜等）をとること。
- (3) 施設の配置が適切に配置される縮尺とすること。
- (4) 鉱業実施区域の範囲（鉱業用地）を明示すること。
- (5) 露天採掘場、選・砕鉱場、捨石、沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、燃料油貯蔵所、油脂類貯蔵所、火薬類受渡箇所、消火設備等の保安に必要な事項を記載すること。なお、届け出した特定施設（砕鉱場、貯鉱場など）は、わかるように施設名称を付記すること。
- (6) 排水系統（流水方向、最終排水口、沈澱池等）を明記すること。
- (7) 平面図の主要な箇所に「標高」を記載すること。
- (8) 前回提出から採掘・埋戻した範囲を色分けすること。
- (9) 鉱区外表土除去範囲は、色分け等により明確にすること。
- (10) 鉱区線は明確にすること。（赤線）
- (11) 鉱山道路は明確にすること。（彩色する。）
- (12) 鉱山周辺にある鉱業法第64条に規定している公共の用に供する施設及び建物を記載すること。
- (13) 鉱山記号で定められていない施設等は必ず凡例に示すこと

※なお、採掘を実施していない等、既に提出している保安図に変更がない場合には、その旨を那覇産業保安監督事務所長に申し出て下さい。その場合、保安図の提出は必要ありません（鉱山保安法施行規則第47条第1項ただし書）。

【災害月報の提出】

鉱山保安法第41条第2項及び鉱山保安法施行規則第46条第2項に基づく災害月報は、当月分を翌月末までに監督事務所に提出することになっています。法律に定められている行為であり、罰則もありますので遅れないよう提出してください。なお、令和2年2月1日より、保安ネットを利用した電子届出での受付を開始していますので、保安ネットのご活用をお願いいたします。

※なお、令和5年5月末現在、管内では約4割の鉱山が保安ネットを活用しています。